

国立大学イノベーション創出環境強化事業
採択から3年目のアワード・フォローアップの方針（案）

1. 採択から3年目のアワードの実施要領

- 採択3年目交付金の配分先は、令和元年度採択大学のうち交付を申請した大学から選考する。申請する大学は、令和2年度までの実績を報告するための実績と、令和3年度及び令和4年度の民間資金獲得計画とを記載した調書を提出する。
- 採択3年目交付金の配分先は、審査・評価委員会において(1)令和2年度までの実績 と(2)令和3年度及び令和4年度の民間資金獲得計画 の審査により選考された 0～2校 とする。
- 以下の2点を、採択3年目交付金の申請要件とする。すなわち、要件を満たさない場合は、審査・評価委員会での審査を受けることができず、アワードを受けることができない（フォローアップ基本方針（令和2年7月2日ガバニングボード承認）に基づく）。
 - ・ 共同研究費の間接経費率に関して、重点支援①②類型で20%以上、重点支援③類型で30%を超える間接経費率を学内の制度として導入していること。
 - ・ 令和2年度の民間資金獲得の実績金額が、計画金額以上であること。
- (1)令和2年度までの実績についての審査では、民間資金獲得の取組に着実な進捗が見られるかどうか評価するとともに、令和2年度民間資金獲得金額を令和元年度よりも増加させた大学には高い評価を与えるよう考慮する。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により民間資金獲得金額が伸び悩む状況に際して、新たな方策を採用し、状況を改善できた大学には、高い評価を与えるよう考慮する。
- (2)令和3年度及び令和4年度の民間資金獲得計画についての審査では、採択された令和元年度以後の大学の収支全体や民間資金獲得状況の変化を踏まえ、既存の取組の拡充や新たな取組の追加により、民間資金獲得金額を令和2年度実績からさらに上積みできる計画であるかどうかを重視する。
- 上記審査は、書面と、ヒアリングに基づき行う。

2. 採択から3年目のフォローアップの実施要領

- 令和元年度採択校のうち採択3年目交付金の申請をしない大学は、令和2年度までの実績と、令和3年度の計画（採択時に提示した計画からの変更点）を、フォローアップ調書で報告する。

- 上記報告に基づき、審査・評価委員から所見をいただき、大学側に通知する（フォローアップ）。

（補足）

当事業では、交付金を種銭として取組をした成果としての資金獲得額増が、時間を経て現れることを想定しているため、交付期間は標準で2年間だが、採択から3年後までの民間資金獲得計画を申請時に提示させている。そこで、2年目までの実績を踏まえたフォローアップを行う。

- 上記フォローアップ審査は、書面に基づき行う。

3. その他

- 各大学から提出された調書は、内閣府HPで公表する。

（以上）